

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象及び客体

### (1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。

### (2) 詳細票

基本票で把握した介護保険制度における全国の介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とした（（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導並びに医療施設がみなしで行っている（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所リハビリテーションを除く）。

	基本票		詳細票		回収率 (%) 3)/1)
	施設・事業所数 <sup>1)</sup>	集計施設・事業所数 <sup>2)</sup>	回収施設・事業所数 <sup>3)</sup>	集計施設・事業所数 <sup>4)</sup>	
介護予防サービス事業所					
介護予防訪問介護	35 019	33 977	27 613	27 003	78.9
介護予防訪問入浴介護	2 078	2 032	1 723	1 687	82.9
介護予防訪問看護ステーション	8 921	8 591	8 008	7 769	89.8
介護予防通所介護	41 774	41 181	35 477	35 103	84.9
介護予防通所リハビリテーション	7 578	7 422	6 888	6 751	90.9
介護予防短期入所生活介護	10 301	10 245	9 534	9 486	92.6
介護予防短期入所療養介護	5 269	5 189	4 829	4 754	91.6
介護予防特定施設入居者生活介護	4 375	4 364	3 993	3 983	91.3
介護予防福祉用具貸与	8 174	7 959	6 467	6 342	79.1
特定介護予防福祉用具販売	8 324	8 095	6 579	6 437	79.0
地域密着型介護予防サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護	4 148	3 960	3 746	3 586	90.3
介護予防小規模多機能型居宅介護	4 478	4 438	4 018	3 987	89.7
介護予防認知症対応型共同生活介護	12 700	12 647	11 606	11 560	91.4
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	4 730	4 726	4 381	4 378	92.6
居宅サービス事業所					
訪問介護	35 928	34 823	28 203	27 550	78.5
訪問入浴介護	2 240	2 190	1 867	1 826	83.3
訪問看護ステーション	9 084	8 745	8 140	7 897	89.6
通所介護	44 089	43 406	37 173	36 757	84.3
通所リハビリテーション	7 685	7 515	6 975	6 829	90.8
短期入所生活介護	10 786	10 727	9 976	9 924	92.5
短期入所療養介護	5 429	5 348	4 972	4 898	91.6
特定施設入居者生活介護	4 688	4 679	4 277	4 269	91.2
福祉用具貸与	8 292	8 056	6 539	6 398	78.9
特定福祉用具販売	8 366	8 135	6 604	6 461	78.9
地域密着型サービス事業所					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	638	616	554	534	86.8
夜間対応型訪問介護	248	224	206	189	83.1
認知症対応型通所介護	4 507	4 308	4 055	3 887	90.0
小規模多機能型居宅介護	5 016	4 969	4 485	4 447	89.4
認知症対応型共同生活介護	13 003	12 983	11 888	11 874	91.4
地域密着型特定施設入居者生活介護	301	301	278	278	92.4
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	251	250	222	221	88.4
地域密着型介護老人福祉施設	1 902	1 901	1 813	1 813	95.3
居宅介護支援事業所	41 721	40 127	35 786	34 688	85.8
介護保険施設					
介護老人福祉施設	7 553	7 551	7 065	7 065	93.5
介護老人保健施設	4 192	4 189	3 859	3 857	92.1
介護療養型医療施設	1 432	1 423	1 326	1 318	92.6

注：1) 施設・事業所数は、休止中の施設・事業所数を含む。

2) 基本票の集計施設・事業所数は、活動中の施設・事業所数である。

3) 回収施設・事業所数は、調査した結果、回収のあった施設・事業所数である。

4) 詳細票の集計施設・事業所数は、回収施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

### 3 調査の時期

平成27年10月 1 日

### 4 調査事項

(1) 基本票

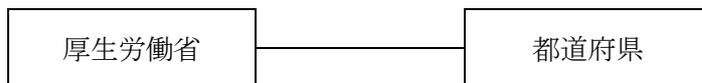
- ① 施設基本票： 法人名、施設名、所在地、活動状況、定員
- ② 事業所基本票： 法人名、事業所名、所在地、活動状況

(2) 詳細票

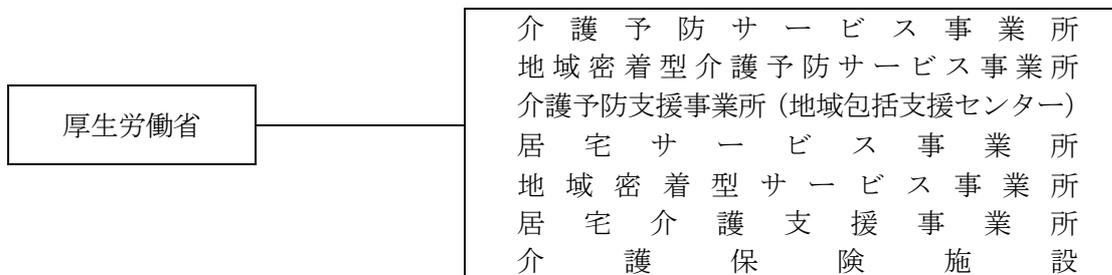
- ① 介護保険施設： 開設・経営主体、在所者数、居室等の状況、従事者数等
- ② 居宅サービス事業所等： 開設・経営主体、利用者数、従事者数等

### 5 調査の方法及び系統

(1) 基本票



(2) 詳細票



#### ※ 調査の方法及び系統について

- ・ 平成20年調査までは、施設・事業所に対し都道府県・指定都市・中核市による調査票の配布・回収（一部の調査票は厚生労働省（平成20年調査のみ、厚生労働省が委託した民間事業者）による郵送）により調査を実施した。
- ・ 平成21～23年調査は、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。
- ・ 平成24年調査からは、行政情報から把握可能な項目については、都道府県に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収（郵送）により調査を実施した。

### 6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）で行った。

### 7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。